新幹線を利用した観光キャンペーン「鹿児島グルメ旅」企画実施業務委託仕様書

1　事業名

新幹線を利用した観光キャンペーン「鹿児島グルメ旅」企画実施業務委託

2　業務の目的

本県は，黒毛和牛・黒豚・鶏などの畜産物や水産物など全国に誇る豊富な食を有している。

本県が昨年度実施した観光マーケティング調査によると，鹿児島県への旅行や観光に求められるものの上位が「地元の美味しいものを食べる」となっている。

本年１０月に実施された第１２回全国和牛能力共進会鹿児島大会に於いて「鹿児島黒牛」が日本一に輝き，今後鹿児島の食が益々期待されることから，「鹿児島グルメ」をフックに北部九州・関西方面の旅行客をターゲットとした，新幹線を利用した観光キャンペーンを実施し，観光かごしま大キャンペーン重点戦略事業参画地域への誘客を図る。

3　委託内容

本県の食（主に畜産物・水産物）を観光素材とし，新幹線を利用した本県への誘客を促進するため，旅行商品の造成，鹿児島グルメや観光スポットを紹介したマップの作成，誘客を図るキャンペーン，及びこれらのプロモーションを実施する。

【誘客地域・ターゲット】

北部九州，関西方面

主に３０代～６０代

【送客地域】

鹿児島市，出水市，指宿市，薩摩川内市，霧島市，いちき串木野市，南九州市，大隅地域

(1)　キャンペーンの企画立案・実施

①　鹿児島のグルメを堪能できる募集型旅行商品の造成及び販売

ア　九州新幹線を利用した旅行で，１泊以上の宿泊を伴う旅行であること。

イ　宿泊地は，送客地域のいずれかであること。

ウ　旅のテーマは「グルメ」とし，主に鹿児島産の畜産物（黒毛和牛，黒豚，鶏）や水産物を使ったメニュー，鹿児島の食材を活かした健康に配慮したメニューのいずれか１つ以上を食することができる行程とすること。

エ　キャンペーン専用の特別な価値のある商品とすること。（例：割引，専用の体験，専用メニューの提供など）

オ　造成旅行商品数は５本以上とし，各送客地域での宿泊，飲食，観光のいずれかが１カ所以上組み込まれた行程であること。

カ　販売期間：令和５年２月中旬頃までに販売開始～令和５年４月２０日まで

② 鹿児島グルメ・観光マップの作成（紙版及びデジタルブック）

鹿児島の特色（温泉や，自然，食などの健康や癒やし等）を活かしたテーマで鹿児島グルメや観光スポット等を紹介する観光マップを紙版及びデジタルブック版で作成する。

ア　体裁：Ａ５版　１２ページ　カラー　１０，０００部

イ　掲載内容

ａ　鹿児島産の畜産物（黒毛和牛，黒豚，鶏）や水産物を使ったメニュー，鹿児島の食材を活かした健康に配慮したメニュー，ご当地グルメ等を提供するお店や宿泊施設を２０件以上掲載し，メニュー写真は必須とする。

ｂ　観光スポット

ｃ　上記ａ，ｂについて送客地域の掲載は必須とする。

ウ　掲載の際はお店や宿泊施設に了承を取り，可能な限り取材を行うこと。

エ　掲載内容（掲載店舗やメニュー，観光スポット）については，委託者と協議しながら決定すること。

③ キャンペーンの実施

鹿児島グルメをテーマとした，送客地域への誘客を促すキャンペーンを実施すること。

ア　鹿児島グルメ旅に関するアンケートを取得できる内容とすること。

イ　実施の際は，キャンペーンの問い合わせ等に対応すること。

(2) プロモーションの実施

上記(1)のキャンペーン周知及びプロモーション展開すること。

① 鹿児島県観光サイト「かごしまの旅・特集ページ」内に，キャンペーン専用特集ページを作成し，以下の内容等を掲載

ア　(1)①で造成した旅行商品の案内

イ　(1)②で作成した鹿児島グルメ・観光マップの情報を整理して掲載

ウ　(1)③で実施するキャンペーンの案内

エ　鹿児島グルメ関係の紹介ＨＰリンク設定

※キャンペーン終了後は，ア・ウは削除し，イ・エを残す。

② ＳＮＳやメディアを活用したプロモーションの実施

造成した旅行商品や観光マップ，キャンペーン，観光サイト特集ページについて周知を図るため，ＳＮＳやメディアを活用したプロモーションを実施すること。

(3) その他

① 実施スケジュールの作成

キャンペーンの効果が得られるよう，準備期間，プロモーション期間等を設定し，スケジュール表を作成すること。

② 人員・組織体制の整備
本業務を適切に遂行するための業務体制を整え，報告すること。

4 履行期限
令和５年５月３１日（水）

5 事業完了の報告等
すべての事業完了後，６の成果物と合わせ履行期限までに事業完了報告書を提出すること。

6 成果物
受託者が提出すべき成果物は表１のとおりとする。
＜表１＞

項目	内容
実績報告書	旅行商品の造成内容及び送客実績，キャンペーンの実施実績及びアンケート調査の結果，プロモーションの内容等(A4サイズの紙媒体＋電子データ)
素材データ	本業務で作成，使用した写真や映像などの素材（電子データ） ※二次利用できるものとする。
その他	その他業務実施に制作した成果物があれば提出すること。

7 著作権･特許権
(1) 受託者は，本業務で作成された成果物に関し，すべての著作権(財産権)を，委託者に無償で譲渡するものとする。
(2) 受託者は，委託者の同意を得なければ，著作権法第18条及び第20条に規定されている権利を行使することができない。
(3) 本業務作成物で使用する文章，写真，図版等はすべて委託者内での利用，または委託者が観光振興に資すると判断した上での第三者への提供が可能なもののみを使用する。
(4) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとする。
(5) 本業務の成果物は，委託者が自由に二次使用(印刷物の制作，ホームページへの掲載等)できるものとする。
(6) 著作権法上，上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
(7) 本業務の成果物に係る著作権，特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については訴訟費用も含めすべて受託者において責任を負うものとする。
(8) 上記条件を満たすのに費用が課題となり，十分な広報展開ができないことが見込まれる場合は，協議するものとする。

8　その他

上記のほか，事業の実施にあたり必要な事項については，事前に委託者と十分に協議すること。

9　実施計画

企画提案された計画に基づき実施していくが，詳細な業務の実施計画や計画変更については，委託者と調整の上実施すること。

10　追加提案

本仕様に定めのない内容であっても，本県への誘客促進に資すると判断できる追加提案があれば，積極的に提案すること。

なお，原則委託費の範囲内で業務執行を行うが，追加提案の効果等を踏まえ，企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合，委託者と協議の上，委託者の判断において実施するものとする。